

事業報告
平成 24 年 4 月 1 日から
平成 25 年 3 月 31 日まで

1 当行の現況に関する事項

当期におきましては、当行は、①株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC 法」といいます。）第 11 条に定められた業務（国際協力銀行業務）及び②駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「駐留軍特措法」といいます。）第 16 条に定められた業務（駐留軍再編促進金融業務）の各業務を行い、かかる業務部門に応じた各勘定を設けて区分経理を行ったため、以下では、可能な限り、各業務ごとに記載しています。もっとも、当行は、後記のとおり、平成 24 年 9 月末をもって駐留軍再編促進金融業務を終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年 11 月末に同勘定を廃止しました。

（1）事業の経過及びその成果

イ 総括

昨今、日本を取り巻く国際的な環境は、大きく変化しつつあります。資源分野では、世界の人口増加や新興国の成長も背景に資源獲得競争も激しさを増しており、エネルギーや鉱物資源の安定的な確保は、国民生活にも直結する非常に重要な課題となっています。また、製造業においても、世界的に需要が拡大しつつあるインフラ分野においても、先進国、開発途上国を問わず、世界中で競争が激化しています。さらに、地球環境保全と経済発展の両立を図ることが、世界共通の課題として認識される中、個別のプロジェクトにおける環境・社会配慮のみならず、地球温暖化対策をはじめ、環境の保全・改善に繋がるようなプロジェクトの実施への期待も増しています。加えて、世界経済の一体化が進む中、世界的な金融・経済危機が実体経済に与えるインパクトは、これまで以上に大きなものとなっています。

このように、様々な形でグローバルな環境変化が起こりつつある中、当行は、JBIC 法に基づき、平成 24 年 4 月 1 日、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が同公庫から分離され、日本政府 100% 出資の政策金融機関として設立されました。当行は、JBIC 法上、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1) 日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、(2) 日本の産業の国際競争力の維持及び向上、(3) 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4) 国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の 4 つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することが目的として規定されており、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行って参りました。

また、かかる目的を遂行するにあたり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展(ひら)きます。」を掲げました。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の 3 つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を發揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

ロ 国際協力銀行業務

当期の国際協力銀行業務におきましては、平成 23 年 8 月 24 日に日本政府が発表した「円高対応緊急パッケージ」、同年 10 月 21 日に閣議決定された「円高への総合的対応策」及び平成 24 年 11 月 30 日に閣議決定された「日本再生加速プログラム」を受けて、日本企業による海外 M&A の促進、資源・エネルギーの確保・開発の促進、中堅・中小企業の輸出等の支援及び海外事業安定化支援を対象として設置された「円高対応緊急ファシリティ」の下で、豪州の天然ガス・LNG 開発プロジェクトやチリの銅鉱山権益取得、アラブ首長国連邦からの原油輸入に係る貸付等、我が国企業による資源権益の取得・開発を支援したほか、英国における航空機リース事業の買収支援、本邦金融機関向けクレジットラインを通じた日本企業による米国の生損保会社、空調機器事業会社、英国の食品会社、イスの紡績糸品質測定機器等製造販売会社の買収案件等を支援しました。なお、平成 25 年 3 月 31 日をもって期限を迎えた「円高対応緊急ファシリティ」は、「海外展開支援融資ファシリティ」（平成 25 年 4 月 1 日運用開始）として、支援対象分野を拡充の上、発展的に改編され、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）を踏まえて設置した「海外展開支援出資ファシリティ」（平成 25 年 2 月 26 日運用開始）と併せて、当行は、本邦企業の海外展開を一層支援していくこととなりました。

上記のほか、日本企業が出資参画する英国での都市間高速鉄道計画や、カナダでの再生可能エネルギー発電事業に対する支援を通じてインフラの海外展開を支援したことに加え、モロッコにおける石炭火力発電プロジェクトやカザフスタン共和国における製油所近代化プロジェクトに必要な日本からの機器・役務の輸出等に対する支援を通じ、日本企業の国際競争力の維持・向上に貢献しました。また、ミャンマー連邦共和国政府に対して、同国のアジア開発銀行及び世界銀行グループ（国際開発協会）に対する延滞債務解消のためのブリッジローンの供与を通じて、同国の国際金融市场への復帰を支援しました。こうした取組の結果、当期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は 4 兆 2,409 億円となりました。

ハ 駐留軍再編促進金融業務

当行は、駐留軍特措法に基づき、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付等の業務のため、駐留軍再編促進金融業務に係る特別の勘定を設置し、同業務を行ってきました。

しかしながら、平成 24 年 4 月 27 日の日米安全保障協議委員会の共同発表において、日米両政府が、日本の財政的コミットメントが、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第 1 条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことを確認したことから、当行は、日本政府の意向を踏まえつつ、平成 24 年 9 月末をもって駐留軍再編促進金融業務を終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年 11 月末に同勘定を廃止しました。

なお、当期におきましては、資金の貸付実績はありませんでした。

(2) 財産及び損益の状況

当期の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		第1期 (平成24年4月1日 ～平成25年3月31日)
株式会社国際協力銀行	経常収益	217,291
	経常利益	63,583
	当期純利益	63,585
	純資産額	2,346,738
	総資産	14,430,245
国際協力銀行業務	経常収益	217,040
	経常利益	63,368
	当期純利益	63,370
	純資産額	2,346,738
	総資産	14,430,245
駐留軍再編促進金融業務	経常収益	257
	経常利益	214
	当期純利益	214
	純資産額	—
	総資産	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 駐留軍再編促進金融勘定は、平成24年11月30日をもって廃止されているため、損益計算書については平成24年4月1日から平成24年11月30日までの金額を、貸借対照表については平成24年11月30日時点の金額を記載しています。また、貸借対照表については11月30日時点のものですが、資産、負債及び資本がないため、該当はありません。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	主要な資金調達方法	当期調達額
株式会社国際協力銀行	借入	21,449
	うち財政融資資金他	4,000
	うち外国為替資金	17,449
	社債	2,053
	出資金	690
(計)		24,193

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の為替レ

トで換算した金額を計上しています。

- 3 社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。
- 4 上記資金調達につきましては、いずれも国際協力銀行業務に関して行ったものです。

(ロ) 主要な借入先等

a 借入金

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社国際協力銀行	財政融資資金他	4,000	34,910
	外国為替資金	17,449	37,435
	(計)	21,449	72,345
国際協力銀行業務	財政融資資金	4,000	34,910
	外国為替資金	17,449	37,435
	(小計)	21,449	72,345
駐留軍再編促進金融業務	(小計)	—	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2 外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 25 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

b 社債

(単位：億円)

	当期発行額 (上段：政府保証債) (下段：財投機関債)	当期末残高 (上段：政府保証債) (下段：財投機関債)
株式会社国際協力銀行	2,053	15,260
	—	6,899
国際協力銀行業務	2,053	15,260
	—	6,899
駐留軍再編促進金融業務	—	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2 政府保証債（外貨建て）の当期発行額については、原則発行時の前月末の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 25 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

c 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社国際協力銀行	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	690
	(計)	690
国際協力銀行業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	690
	(小計)	690
駐留軍再編促進金融業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	(小計)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

□ 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業務	設備投資の総額
株式会社国際協力銀行	806
国際協力銀行業務	806
駐留軍再編促進金融業務	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業務	内容	金額	備考
国際協力銀行業務	情報システム関連設備投資等	297	JBICnet に係るシステム構築等

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、平成 24 年 4 月 1 日に設立されました。

なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 法令等の改正

該当事項はありません。

ロ 認可等を受けた事項（注）

（イ）定款

平成 24 年 3 月 26 日の第 3 回株式会社国際協力銀行設立委員会において決定、平成 24 年 3 月 30 日認可

（ロ）承継計画書（当行が株式会社日本政策金融公庫から承継する権利及び義務に関し、必要な事項を定めたもの）

平成 24 年 3 月 21 日付で認可申請、平成 24 年 3 月 30 日認可

（ハ）設立時取締役及び監査役の選任

平成 24 年 3 月 30 日の株式会社国際協力銀行創立総会において決定、同日認可

（ニ）代表取締役の選任

平成 24 年 4 月 1 日の取締役会において決議、同日認可

（ホ）政府からの借入及び社債

平成 24 年度の社債発行の基本方針を策定、平成 24 年 4 月 10 日認可

（注）認可等を受けた事項については、重要なものに限り当行設立前のものについても記載しています。

ハ 駐留軍再編促進金融勘定の廃止について

平成 24 年 4 月 27 日の日米安全保障協議委員会の共同発表において、日米両政府が、日本の財政的コミットメントが、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第 1 条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことを確認したことから、当行は、日本政府の意向を踏まえつつ、平成 24 年 9 月末をもって駐留軍再編促進金融業務を終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年 11 月末に同勘定を廃止しました。

(5) 当行の概要

イ 沿革

平成 23 年 5 月 2 日 「株式会社国際協力銀行法」公布・施行

平成 23 年 12 月 12 日 第 1 回株式会社国際協力銀行設立委員会

平成 24 年 2 月 9 日 第 2 回株式会社国際協力銀行設立委員会

平成 24 年 3 月 26 日 第 3 回株式会社国際協力銀行設立委員会

平成 24 年 3 月 30 日 株式会社国際協力銀行創立総会

平成 24 年 3 月 30 日 定款認可

平成 24 年 4 月 1 日 株式会社国際協力銀行設立
平成 24 年 9 月 30 日 駐留軍再編促進金融業務を終了
平成 24 年 11 月 30 日 駐留軍再編促進金融勘定を廃止

ロ 主要な事業の内容

当行は、日本政府 100% 出資の政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

かかる目的のもと、当行は、当期末現在、国際協力銀行業務（JBIC 法第 11 条に規定する業務）を行っています（駐留軍再編促進金融業務については、上記のとおり平成 24 年 9 月末をもって終了しました）。

ハ 主要な営業所の状況（本店、西日本オフィス、海外駐在員事務所）

当期末における当行の主要な営業所は、本店 1、西日本オフィス 1、海外駐在員事務所 17 です。

本店 : 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

西日本オフィス : 大阪市北区曾根崎二丁目三番 5 号 梅新第一生命ビルディング 10 階

海外駐在員事務所 : 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 主要な使用者の状況

区分	分	人	数
職員	員	536 名	

（注）職員数は、平成 24 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（6）対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

＜中期経営計画（平成 24～26 年度）の推進＞

当行は、JBIC 法で規定されている目的及び企業理念を踏まえ、平成 24 年度より、中期経営計画（平成 24～26 年度）をスタートしております。当行は、以下イの基本方針の下、以下ロの「分野別業務戦略（6 戦略）」及び以下ハの「基本戦略（8 戦略）」を進めていきま

す。

この中期経営計画は、当行として中期的に取り組むべき経営課題を明確にし、重点的に取り組むべき戦略とこれらに対する課題（アクションプラン）を設定するものです。また、中期経営計画において設定された課題（アクションプラン）に対し、各年度に取り組むべき具体的な目標を、事業運営計画として設定しています。かかる中期経営計画及び事業運営計画のPDCAサイクルの実践を通じて、政策金融機関としての使命と役割を適切に果たすべく、取り組んでいきます。

イ 中期経営計画における基本方針

<業務>

案件形成段階に深く関与しつつ、独自の付加価値をもって、戦略的に案件を実現し、日本と世界の経済成長に貢献。

<組織>

我が国企業のニーズを的確に汲み取り、政策実現に向けて、「機動性」・「専門性」・「対外交渉力」の強化を追求。

<財務>

案件の高リスク化・長期化・大型化に対応したリスク管理の高度化及び財務基盤の維持・強化を実現。

ロ 中期経営計画における分野別業務戦略（6 戦略）及び課題（アクションプラン）

戦略項目	課題（アクションプラン）
①我が国資源政策・計画等を踏まえた資源の開発及び取得の支援	・円高メリット活用等の政府施策や震災後の環境変化も踏まえた上流資源権益取得・開発支援及び資源の安定調達の支援
②地球環境保全分野における着実な支援	・再生可能エネルギー・省エネルギー・高効率発電案件等環境関連案件の着実な案件実現
③インフラ案件等の海外展開支援	・我が国企業のインフラ海外展開案件の積極的支援 ・戦略性の高い案件形成支援の取組強化
④中堅・中小企業支援の一層の充実	・積極的な支援の取組推進 ・セミナー・相談会等情報提供機会の充実
⑤我が国企業の戦略的な海外事業活動支援	・我が国企業による海外市場獲得戦略・サプライチェーンの維持・強化等の支援 ・円高メリット活用等政府施策も踏まえた M&A 支援
⑥国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処	・機動的・効果的な国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処

ハ 中期経営計画における基本戦略（8戦略）及び課題（アクションプラン）

戦略項目	課題（アクションプラン）
①民間金融機関との連携（民業補完の徹底）	<ul style="list-style-type: none"> 適切な協調融資の実施を含む民間金融機関との戦略的な連携の推進
②出資等の多様な支援ツールの効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 出資の積極的活用 保証等の効果的な活用 現地通貨ファイナンスの取組推進 プロジェクトファイナンス・ストラクチャードファイナンスベースでの案件推進
③公的ステータスを活かした対外交渉力の発揮	<ul style="list-style-type: none"> 外国政府、政府機関等との関係強化、国際機関/他国公的機関等との連携の推進と対外交渉力の発揮
④機動的かつ効率的なオペレーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> 経営リソース配分における戦略性及び機動性の向上 業務フロー改善等に基づく効率的な組織運営 組織インフラの高度化
⑤組織の専門性強化のための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値を提供できる人材の確保・育成 戦略的な情報収集・発信機能の強化
⑥自律的な組織運営	<ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズに即した組織運営 情報公開・広報活動の推進 法令等遵守に関する取り組みの徹底
⑦戦略的業務展開の推進に対応したリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的業務展開の推進に伴う主要リスクの適切な審査及び管理・評価体制の整備・高度化の推進
⑧適正な損益水準及び安定的な財務体質の維持	<ul style="list-style-type: none"> 適正な損益水準の確保 財務的安定性の維持 国際会計基準への対応

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 5,164,000,000,000 株
 発行済株式の総数 1,360,000,000,000 株

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	1,360,000,000,000 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日現在

氏名	地位及び担当
奥田 碩	代表取締役総裁
渡辺 博史	代表取締役副総裁（総裁補佐及び審査・システム部門）
星 文雄	代表取締役専務取締役（資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門及び産業ファイナンス部門）
中西 孝平	取締役（企画・管理部門）
近藤 章	取締役（社外取締役）
井本 裕	常勤監査役
西尾 進路	監査役（社外監査役）
五十嵐 達朗	監査役（社外監査役）

- (注) 1 取締役 近藤 章氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。
- 2 監査役 西尾 進路氏及び五十嵐 達朗氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。
- 3 監査役 五十嵐 達朗氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
- 4 代表取締役専務取締役 星 文雄氏は、平成 24 年 9 月 30 日まで、上記のほか、駐留軍再編促進金融部を担当していました。
- 5 代表取締役総裁 奥田 碩氏は、株式会社東京証券取引所社外取締役及び日本郵政株式会社社外取締役を兼職しています。また、同氏は、平成 24 年 12 月 31 日まで株式会社東京証券取引所グループ社外取締役を兼職していました。
- 6 取締役 近藤 章氏は、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社副会長、富士火災海上保険株式会社取締役及び AIG 富士生命保険株式会社社外取締役を兼職しています。
- 7 監査役 西尾 進路氏は、平成 24 年 6 月 27 日まで JX ホールディングス株式会社（以下「JX ホールディングス」といいます。）代表取締役会長を兼職していました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職等の状況

取締役 近藤 章氏は、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社副会長、富士火災海上保険株式会社取締役及び AIG 富士生命保険株式会社社外取締役を兼職しており、兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 西尾 進路氏は、平成 24 年 6 月 27 日まで JX ホールディングス代表取締役会長

を兼職していました。当行の JX ホールディングスの関係会社向け融資の中には、JX ホールディングスが保証人となっているものがあります。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
近藤 章	当期取締役会 14 回開催のうち 13 回に出席。 民間企業での経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
西尾 進路	当期取締役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
五十嵐 達朗	当期取締役会 14 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っています。

ハ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
近藤 章	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
西尾 進路	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
五十嵐 達朗	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約

(3) 役員の報酬に関する事項

区分	人 数	報酬等
取締役 (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	82 百万円 (8 百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	29 百万円 (15 百万円)
合計	8 名	111 百万円

- (注) 1 上記の報酬等の額には、当期に計上した取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 5 百万円（取締役 4 百万円、監査役 85 万円）が含まれています。
- 2 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、11 百万円（取締役 9 百万円、監査役 1 百万円）を当期に計上しています。
- 3 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 茂木 哲也 公認会計士 三浦 昇 公認会計士 伊澤 賢司	83百万円	—

(注) 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」（内部統制基本方針）を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を当行の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

ハ 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 当行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 当行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 当行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

ロ 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、

取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 当行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 当行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

ロ 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

ハ 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等に係る内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

ニ 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

イ 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

ロ 当行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

ハ 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

ニ 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。

ホ 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ヘ 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、専任の職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時

に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

当行は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

(8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、隨時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- ロ 取締役及び職員は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- ロ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- ニ 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
- ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以上

附属明細書（事業報告関係）

(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

1. 役員について重要な兼職状況の明細

事業報告「4 役員に関する事項」に記載のとおりです。

2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項

該当事項はありません。

以上